

○都市計画道路（桑園・発寒通）の変更



1 都市計画変更の内容

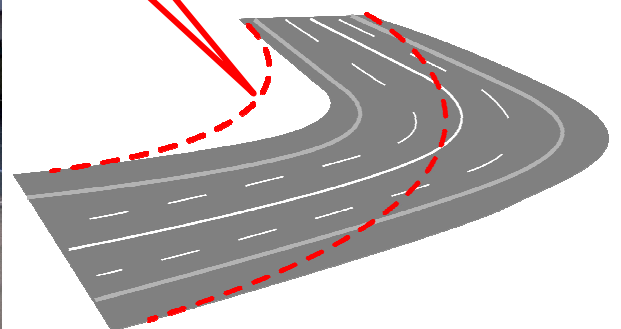
3・4・19 桑園・発寒通

○一部区域の変更（都市計画上必要な車線数および幅員が確保されているものの、道路の線形が異なる区間について、現況道路線形への変更を行う）

○車線数の決定（4車線）



カーブを緩やかにする計画（点線）を見直し、都市計画道路の線形を現況道路線形に合わせます



2 都市計画変更の経緯（理由）

札幌市では、計画はあるものの長期間整備が行われていない都市計画道路について、平成 20 年 3 月に「札幌市都市計画道路の見直し方針」を策定し、計画の見直しを行っている。

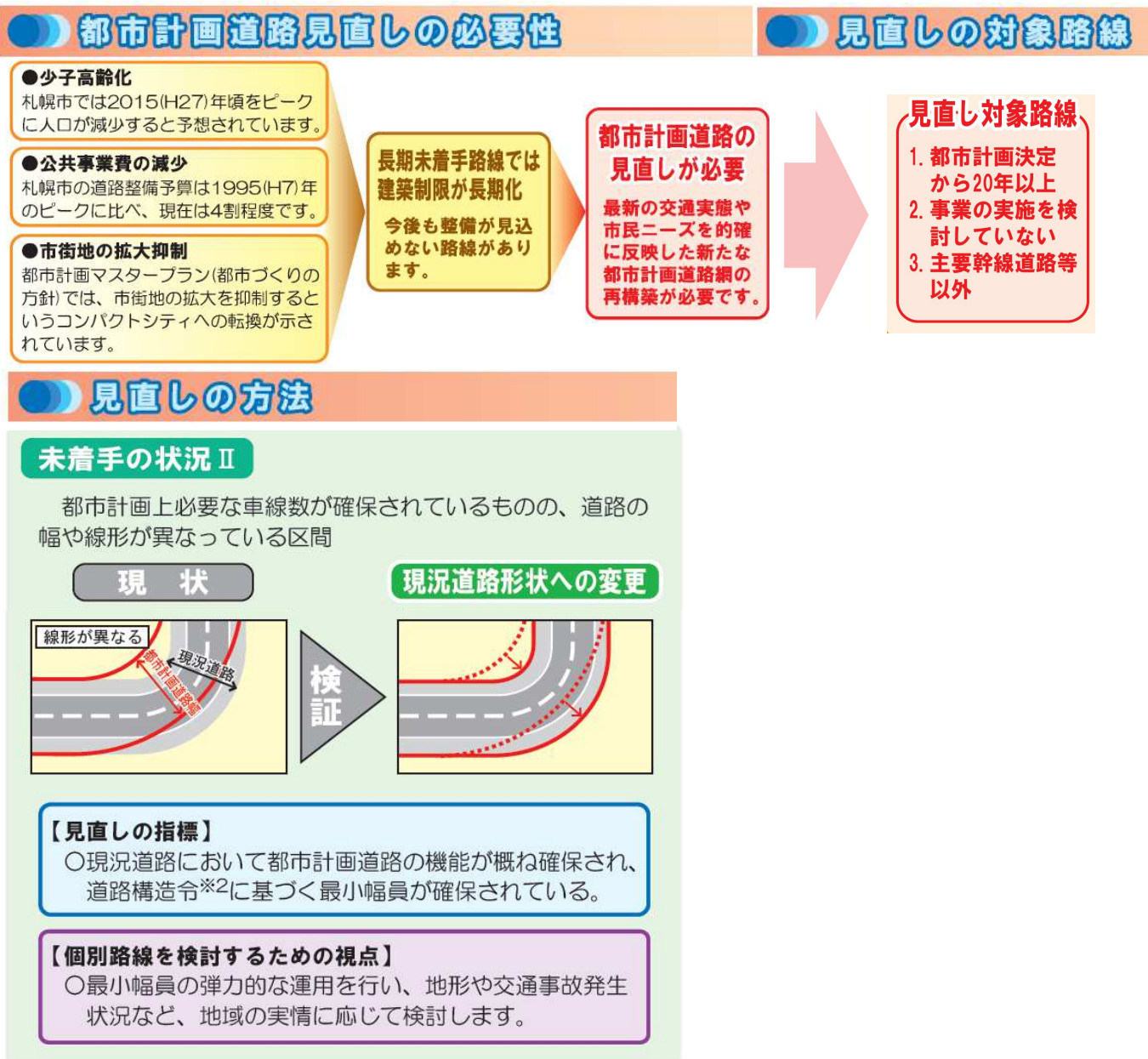
3・4・19 桑園・発寒通のうち、表面図中赤色の区間は、道路を拡幅しカーブを緩やかにする都市計画が昭和 32 年 4 月に決定されているが、沿道状況などから、今日まで未整備の状況である。

このことから、「札幌市都市計画道路の見直し方針」に基づき検討を行ったところ、現在の道路区域内で都市計画に必要な車線数および幅員が確保されており、道路構造令の基準に基づく線形の確保が可能であることから、都市計画道路の線形を現在の道路線形に合わせて変更を行う。当該区間については、道路の拡幅をせず、現在の道路区域内で改良工事を実施する予定である。

また、同時に車線数を 4 車線と決定する※。

※平成 10 年に「都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年 10 月 21 日政令第 331 号）」が施行され、都市計画道路の車線数を都市計画で定めることとなった。この政令が施行される以前に都市計画決定された都市計画道路は、都市計画上、車線数が未決定であり、札幌市では、都市計画変更が必要になった際にあわせて車線数を決定している。

（参考）「札幌市都市計画道路の見直し方針（概要版）」



※2 道路構造令：道路を新設、又は改築する場合における道路の構造（幅員、線形等）の一般的な技術基準を定めた政令